交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書

　覚醒剤取締法第30条の９第１項第6号の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を譲り受けたことを同法第30条の14第３項の規定により届け出ます。

　　　　　　年　　　月　　　日

住所

氏名

大阪府知事　　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 譲り渡した者の氏名 |  | |
| 譲り受けた医薬品である覚醒剤原料 | 品名 | 数量 |
|  |  |
| 譲り受けた施設の所在地及び名称 |  | |
| 譲り受けた日時 |  | |
| 譲り受けた場所 |  | |
| 譲り受けた事由 |  | |
| 廃棄の日時（予定） |  | |
| 廃棄の場所（予定） |  | |
| 廃棄の方法（予定） |  | |
| 参考事項 | 次のいずれかにチェック（✔）を入れること。  ① □ 薬局開設者である。  ② □ 病院、診療所、飼育動物診療施設の開設者である。  □ 自施設で調剤し交付したものである。  ②の場合は  あわせて✔  □ 他施設で調剤し交付したものである。（注）  **（注）病院、診療所、飼育動物診療施設の場合、自施設で交付又は調剤した医薬品である覚醒剤原料でなければ、患者等から譲り受けることはできません。**  電話番号：（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）  担当者　：（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ） | |

(備考)

　　１．字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。

　　 ２．届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。

３．廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。